

令和2年8月24日

お客様各位

株式会社東京建物アメニティサポート
代表取締役社長 栄田 聡

弊社に対する指示処分に関するご報告

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は国土交通省九州地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第81条に基づき、下記のとおり指示処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

今回このような処分に至った理由は、弊社九州支店で管理業務を受託している複数の管理組合様において、元社員が担当していた管理組合契約保険の受取保険金を不正に着服したことなどによるものです。

弊社は、本件事実の把握後速やかに、当該管理組合様に対するご報告とお詫び、損害の補填をさせていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告いたしました。なお、当該管理組合様以外に同様の事象がないことを確認しております。

弊社はこの度の処分を厳粛に受け止め、皆さまからの信頼を回復すべく、社内の内部管理体制の更なる強化を図り、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。ご心配をおかけいたしますことをお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

処分内容「指示処分」

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - (2) 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
 - (3) 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - (4) 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- 2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む）を令和2年9月24日までに文書をもって報告すること。また、令和3年2月24日までに当該措置の実施状況を報告すること。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社東京建物アメニティサポート 専用ダイヤル 03-6777-6757
(受付時間 平日：9：00～17：00)